

札幌市「人・農地プラン」の変更について

「人・農地プラン」は、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など地域が抱える「人」と「農地」の課題解決のため、まとまりのある区域ごとに今後の地域農業のあり方などを整理し、解決するための計画です。

【「人・農地プラン」では次のことを検討しています】

- ・ 今後の地域の中心となる経営体（担い手）
- ・ 農地中間管理機構の活用
- ・ 今後の地域農業のあり方
- ・ 将来の農地利用のあり方
- ・ 近い将来農地の出し手となる者と農地

このプランは、地域の状況変化を踏まえて毎年見直しを行うこととしており、平成26年度は、各地域毎の関係者で検討した計画案を平成27年3月23日に開催した「人・農地プラン」検討会（構成員：札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、女性農業者、札幌市農業委員会、札幌市）で審議し、プランの地区を25地区から23地区へ再編するなどの見直しを行いました。

「人・農地プラン」の概要は、下記のホームページで公表しています。
<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/keieisienn/>

【「人・農地プラン」作成によるメリット】

人・農地プランの中心的担い手として位置付けられることにより、以下の支援を受けることが可能となります。

●青年就農給付金（経営開始型 ※年間最大150万円、最長5年間）

※前年の所得額により変動

- <主な要件等>
- ①原則として45歳未満で独立・自営就農する方
 - ②認定新規就農者の方
 - ③「人・農地プラン」の中心となる経営体として位置付けられている方（もしくは位置付けられることが確実である方）または、農地中間管理機構から農地を借り受けている方
 - ④就農後の年間総所得（本給付金以外）が、350万円未満の方

●経営体育成支援事業（農業用機械・施設等を導入する際、融資残について補助金を交付（上限は事業費の3/10））

- <主な要件等>
- ①単年度で完了すること。
 - ②事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
 - ③機械・施設は、耐用年数が概ね5年以上20年以下であること。
 - ④軽トラック、パソコン、倉庫等農業以外の用途に容易に利用できる汎用性が高いものでないこと。

●スーパー L資金の金利負担軽減措置（当初5年間実質無利子化）※認定農業者に限る

問い合わせ先

札幌市農政部企画担当課

Tel.011-211-2406